再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2020年11月26日 第101号

連絡先 〒113-8463 東京都文京区湯島2－4－4 平和と労働センター5階 日本国民救援会中央本部内
電話:03-5842-5842 FAX:03-5842-5840 WEBサイト:www.saishin-enzai.net

目 次

●	ご案内 再審・えん罪事件全国連絡会第２９回総会	p1
●	鹿児島・大崎事件 裁判官が事件現場を検証	p2
	裁判官の現場検証、そのとき支援者は	p3
●	三重・名張毒ぶどう酒事件 真犯人の存在を示唆	p4
●	静岡・袴田事件「科学的根拠ない」と高裁決定批判	p5
●	滋賀・日野町事件 弁護団が記者らと懇談	p5
●	茨城・布川国賠訴訟 一審勝訴で臨んだ控訴審が結審へ	p6
●	栃木・今市事件 間違った有罪判決を検証 シンポジウムに 162 人	p7
	獄中からの手紙 千葉刑務所に移送された勝又拓哉さんから	p9
●	会費と年末募金のお願い	p10
●	冤罪でたたかう３人 顔そろえランチ（岡美代子さん、青木惠子さん、西山美香さん）	p12

ご案内 再審・えん罪事件全国連絡会第２９回総会

無実の人を救うための諸活動に努力されている皆さま、おつかれさまです。年に1回おこなわれている本会の総会の時期が近づきましたので、お知らせさせていただきます。

昨年の総会以降、冤罪をめぐる情勢が大きく動いています。今年3月、湖東記念病院人工呼吸器事件で、西山美香さんに再審無罪判決を勝ち取りました。最高裁で再審を取り消された鹿児島・大崎事件は、第4次再審請求審で、10月12日に裁判体と検察官が事件現場を訪れ、近隣住民が被害者を救助・搬送した場面を再現し検証するなど、審理が大きく前進しています。名張事件、豊川幼児殺人事件では、裁判長の交代後、証拠開示がおこなわれ、進行協議もおこなわれるようになりました。

再審・えん罪事件全国連絡会第29回総会

日 時 12月12日(土)13時半～16時半

会 場 平和と労働センター３０４、３０５会議室
東京都文京区湯島２－４－４
平和と労働センター３階

ZOOM
https://zoom.us/j/94003238110?pwd=THBQaUg2UlhNK3d1ZkNvK2pReHBQdz09
ミーティング ID: 940 0323 8110
パスコード: 548629

お願い ●リモート（ネット会議）併用でおこないます。リモート参加希望の方は、上記のアドレスからご参加ください。総会開始前までに参加申し込みをお願いします。ZOOM の使い方が分からない方はサポートしますので事務局までどうぞ。
●宿泊が必要な方は、各自でご手配願います。

一方で、今市事件では、犯行の根幹に関わる部分の立証を、予備的訴因の追加によって不問にして有罪とした東京高裁の決定を最高裁が追認。上告が棄却され、勝又さんが千葉刑務所に収監されるなど、冤罪をめぐって厳しいせめぎ合いが続いています。

こうしたなか、再審法改正を求める各地の地方自治体の意見書を採択させる運動が広がりを見せており、各地で議会への要請活動がおこなわれています。当連絡会としても冤罪をなくす再審法改正の実現にむけて奮闘し、袴田事件、日野町事件などの再審事件をはじめ、支援事件の勝利をめざします。ご協力をお願いします。

本総会は、今日の再審・えん罪事件の歴史的な課題を担って開催されます。ぜひ、多くの加盟支援団体からのご参加をよろしくお願いします。添付した参加申込書でお申込みください。

なお、総会前日の12月11日は、国会議員会館で袴田事件の支援集会と最高裁要請などをおこなうアピール行動が取り組まれます(主催は実行委員会)。本紙11ページに告知がありますので、あわせてご覧ください。

鹿児島・大崎事件

裁判官が事件現場で検証

原口さんを有罪とした死因の誤りを確認

1979年、鹿児島県大崎町で、男性(以下、「四郎さん」とする)の遺体が自宅牛小屋の堆肥の中から発見され、義理の姉(当時)である原口アヤ子さんが元夫らとともに四郎さんを殺害したとされ殺人罪と死体遺棄罪に問われた大崎事件。10月12日、鹿児島地裁は、大崎町を訪れ、現場の状況などを確認しました。第3次再審請求で昨年、最高裁判所は地裁と高裁の判断を覆して再審を認めない不当な決定をし、今年3月に4度目の再審の申し立てをおこなっていました。今回、三者協議という形で裁判所と弁護団、検察が非公開で現場を「検証」したものです。

「事件」当日、四郎さんは、酒に酔い、自宅から1・5キロ離れた地点で自転車ごと落差1メートルの側溝に転落し、付近の住民に助け上げられ、路上に放置されました。午後6時頃から約2時間半路上に倒れていたところを近隣住民2人に軽トラックで自宅に運ばれました。確定判決は、自宅に運ばれた時には、単に酔いつぶれていただけだとし、自宅到着後に泥酔のため自宅の土間に座り込んでいたところを義姉の原口さんら4人に殺害されたとしています。

三者協議当日は、本件が殺人事件ではなく事故であったことなどが、この間集まった募金を用いて周防正行監督が撮影した再現映像で説明され、深さ1メートルの側溝に転落した四郎さん役の男性を自宅があった場所に運ぶなどしました。

現場には、四郎さんの死因が絞殺ではなく、非閉塞性腸管虚血(NOMI)による急性腸管壊死であるとの医学鑑定をした埼玉医科大高度救命救急センター長の澤野誠教授も同行し、供述どおりの救助方法により、四郎さんがどのような状態になったのかを説明しました。記者会見で澤野教授は、きちんとした装備を備えていない人が救助した場合、どのような方法を採っても首にさ

映画監督の周防正行さんが供述調書などをもとに「被害者」が倒れていた現場の再現映像を作っているところ(弁護団提供)

らなる損傷が加わることがはっきりした旨述べました。

裁判所が直接、現場の状況を確かめたのは、第1次再審請求時の96年以来、24年ぶり。弁護団事務局長の鴨志田祐美弁護士は、「百聞は一見にしかずで、裁判所にもそれが伝わったと思います。アヤ子さんを救えるという手応えを感じています」と話しています。（救援新聞より）

裁判官の現場検証、その時支援者は…

この「現場検証」を成功させるために、地元の「再審をめざす会」や国民救援会の会員が準備や調査、当日の運営に力を発揮しました。その様子を稲留さんに聞きました。

■当時の現場を調査

8月29日、東京から来た周防監督はじめ4人のスタッフと支援者8人で打ち合わせ。「第一現場」である四郎さんが落ちた側溝の状況（コンクリか未舗装か）を調べることにしました。ところが、大崎町役場には資料なし。大崎町図書館にも資料はなかった。志布志図書館に「垂直写真で見るかごしま」があり、該当地域のコピーを鴨志田弁護士に送付しました。

もっと有力な手掛かりはないかと地元住民を訪ねたところ、「事件当時は舗装してあった」との回答を得ます。勢いづき、近くにある小能公民館に行くと、記念碑の側面に「広域営農団地農道整備 昭和 53 年～54 年」とあり、その頃すでに舗装工事されていたことが証明されました。これにより、四郎さんが側溝に落ちれば、相当なダメージがあったことが分かりました。

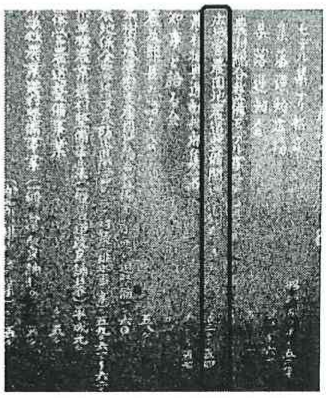

工事の事実を示す記念碑

■事件現場を清掃

10月4日、弁護団よりアヤ子さんが事件当時に通った道と遺体が発見された「第二現場」の清掃依頼がありました。台風の倒木や落ち葉を片付け、道路が姿を現しました。竹や木が 41 年間放置されていた場所もありましたが、一人一人が再審無罪になるのであれば、どんなきつい作業でもやろうと意気込んでいました。

倒木を整理して綺麗にした道

東京から来る撮影スタッフの待機場所として、小能公民館を借りようと提案。ところが館長に申し入れたところ、利用者のPCR検査徹底を条件とされました。一人約3万円のPCR検査を11人がおこない、全員の陰性を確認。診断書（別途一人5000円から1万円）を提出し、ようやく利用許可を得ました。また、弁護団が利用するために西井俣公民館を借用。両公民館とも、地元の支援者が鍵開けと使用後の挨拶をおこない、掃除もしました。

■団結を力に今後も頑張る

10月10～11日は、撮影がスムーズにおこなわれるよう、シフトを組んで交通誘導をおこないました。のべ18人が協力しました。10月12日の裁判官の「現場検証」は、撮影隊のメンバーがおこないました。

撮影隊の皆さんは、8月28日～29日、9月30日、10月10日～12日と来町されました。10月は台風のため、陸路で東京から鹿児島まで移動され、大変な日々だったと思います。

終了後、弁護団の皆さまから「現場を綺麗に掃除してくれたおかげで現場再現を実現することができた」とお礼の言葉がありました。弁護団、撮影隊、支援者が力を合わせて成果を出すことができ、嬉しさがこみ上げました。今後はさらに団結を強め、支援者として宣伝活動、署名活動を中心に、できるところで頑張る決意です。（稲留淳子）

掃除の合間に（左が稲留さん）

三重・名張毒ぶどう酒事件

真犯人の存在を示唆

弁護団が意見書 ぶどう酒ビン「二度開け」の裏付け

裁判所に向かう弁護団

名張毒ぶどう酒事件の弁護団は10月28日、名古屋高裁刑事２部（鹿野伸二裁判長）に、封かん紙の糊の鑑定に関するあらたなと鑑定結果と補充意見書を提出しました。鑑定は、奥西勝さんが毒を入れたとされるぶどう酒のビン口にまかれていた封かん紙の裏面から、食品には使用が認められていない合成糊の成分が検出されたというものです（澤渡鑑定）。弁護団はこの鑑定結果から、真犯人が封かん紙を剥がして開栓し、毒物を混入した後に再び糊で貼り直したことが強く推認され、奥西さんにしか犯行の機会がなかったとする状況証拠の価値が否定されるとしました。さらに、誰かが栓を閉めて封かん紙を貼りなおしたとすれば、封かん紙を破って開栓し、毒物を混入し、封かん紙は剥がれたままにしておいたとする奥西さんの「自白」に重大な誤りがあり、自白の信用性も否定されると強調しました。

会見を開いた弁護団は、「２０１６年にいったんは今回と同様の意見書を提出したが、当時の山口裕之裁判長は、（成分を分析した図を比較して）『形状が違うんじゃないの』と、科学に対して印象で請求を棄却した。今回、新裁判長のもとで再測定をおこない、（科学の）素人の裁判官でも理解できるようなものを提出した」と述べました。また、前回の鑑定では裁判所が証拠の毀損を恐れて、測定の際の圧力７Ｎに減じておこなったが、今回は推奨される60Ｎで計測したことで、結果がより鮮明になったと報告。「鑑定結果は奥西さんの『自白』と明確に矛盾するもので、再審開始されるべき」と述べました。

意見書の内容を解説する鈴木弁護団長

名張事件は１年前に着任した現裁判長のもとで証拠開示もすすんでいます。３月に開示された村人の供述調書によって、懇親会がはじまる前のぶどう酒ビンに封かん紙が巻かれていたともあり、今回の鑑定はそのことを裏付けています。事件から約 60 年を経て、奥西さんが犯人であるとされた事実認定に大きな間違いがあったことが明白になりました。

事件は三重県名張市で 1961 年に起きた毒物混入事件で、５人を殺害した犯人として奥西さんが死刑判決を受けたものです。一審無罪でしたが二審で死刑判決。奥西さんは再審請求中に無念の獄死。妹の岡美代子さんが第 10 次再審請求を申し立てています。（救援新聞より）

静岡・袴田事件

「科学的根拠ない」と高裁決定批判

弁護団　５点の衣類の色について最高裁に補充意見書

死刑囚の袴田巌さんが再審を求めている袴田事件で、弁護団は 11 月９日、最高裁に補充意見書を提出しました。

２０１４年に再審を認めた静岡地裁は、犯行着衣とされた５点の衣類を１年味噌に漬けた弁護団の実験を採用。写真に残る５点の衣類の色味が薄く、「１年以上味噌に浸かっていたにしては不自然」と指摘していました。これに対し東京高裁は「写真は色合いが正確でなく、大まかな色合い傾向の把握にも不適当」として、再審を取り消していました。

弁護団は意見書で、写真は退色しているが、画像の性質を数値化した分布図を見ると、色を構成する RGB 三原色の情報は残り、濃淡差は把握できると主張。「白に近い色調」か、血痕が「赤みを帯びている」かの判断に支障はないとしました。

また、醸造中の味噌に血液が触れると、メイラード反応（糖とアミノ酸が結合して茶色くなること）によって血痕が「黒に近い暗褐色」になることから、開始決定は５点の衣類が１年以上経過したのに「（血痕の）赤みが強すぎ不自然」と認めていました。これに対し取り消し決定は、弁護団が主張する味噌がタンク内で遮光されていることや、上から新たな味噌が仕込まれたことで８ｔの圧力がかかり、メイラード反応がどの程度進むかについて、的確に推測することは懇談だと否定していました。弁護団は意見書で、メイラード反応に光は関係なく、８ｔの重量は正しく計算すれば１平方センチ２００ｇの重量にすぎないと主張し、決定は科学的根拠のない憶測だとしました。（救援新聞より）

滋賀・日野町事件

弁護団が記者らと懇談

模擬遺体の抱きかかえ体験や手首結束ヒモの実演も

記者向けにおこなわれた懇談会の様子

１０月１１日、滋賀県日野町内にて日野町事件弁護団主催の「記者・ジャーナリストとの懇談」が行われ、新聞・テレビ１８社３２人、弁護団、支援者らを含め合計６１人が参加しました。これはかねてよりマスコミ関係者から、事件の内容をもっと詳しく知りたいとの要望があり、事件の地元、日野町内で開催されたものです。主催者あいさつに立った弁護団長の伊賀興一弁護士は、可能な範囲で弁護団から事件資料を提供し、またマスコミからも情報を提供していただいて事件解明に役立てたいと述べ、そのためのルールについても提案されました。

懇談会は、「消えたアリバイ」を製作した元ＭＢＳ毎日放送ディレクターの里見繁氏（現関西大学社会学部教授）から、どういう思いで「消えたアリバイ」を作ったのかについて講演があり、里見教授

は、あの頃は記者のために弁護団が何かをするというのは皆無で、この１０年間いまのジャーナリストはすごく幸せな状況ができている、と述べ、きょうは画期的だと評価しました。里見氏は１９８６年の大阪府高槻市の選挙違反事件で１４７人全員がウソの自白をしたが、無罪判決が出たことを知り、関係者に取材をしたところ一人、二人と自白をし、１０人、２０人が自白するとまだ自白していない人に「早く終わらせよう」と電話をする、そうすると自白をしていない人は肩身が狭くなり、結局警察の思い通りの自白をしてしまうと述べ、それから冤罪にのめり込むようになり、自分から東京の国民救援会の本部に行って支援している冤罪事件を片っ端から教えてもらったと語りました。また司法研修所では裁判官と検察官を志望する人は肩たたきがあり、９９パーセントを超える有罪率のなかでは無罪を書く必要がなく、無罪の判定を下す余地はほとんどないのではないか、と述べました。また冤罪の人の呼び方について、自分が冤罪を確信したら〇〇さんになる、しかし客観報道は〇〇受刑者とか〇〇死刑囚になる。いまは裁判所の判断を基準にして記事を書くが、裁判所がぐらついたときに客観報道の基準はどこに置くかについて、足利事件では裁判所が検察の主張に乗って、誤ったＤＮＡ鑑定をもとに有罪判決を出した。裁判所は難しい科学鑑定は検察の判断に委ねているので、裁判所の基準で原稿を書く必要はなく、自分が勉強して出した結論と弁護人のほうに乗っかって書いていくのが一番客観的な報道方法だと思う、と述べました。

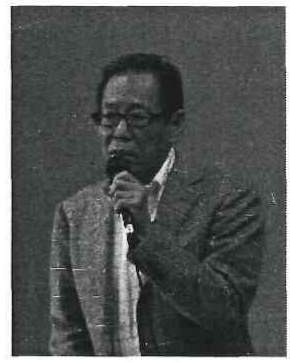
講演する里見さん

続いて弁護団から即時抗告審における重点証拠の論証について報告があり、記者から「遺体の死斑が背中全体に出ているのは自白と合わないということだが、実験するのであれば新証拠の瞬間を撮影したい」「遺体が３週間も野外に放置されていれば衣類に傷みや汚れがあるのではないか」「証拠の閲覧はありがたい」など質問や要望が出され、異口同音に「このような集まりを開いていただきありがとうございます」と謝意が述べられました。伊賀弁護団長は、阪原自白に沿って現場を、同時期、同時刻に巡ってみませんか、と提起しました。また会場では、模擬遺体の抱きかかえ体験や投棄金庫の同型展示、手首結束ヒモの実演も行われました。遺族の阪原弘次さんと妹の美和子さんも出席し、「一審判決を聞いたとき、いつ、どこで殺し、何を盗ったか分からないがお前が犯人だという無罪判決を聞いているような有罪判決だった」（長男弘次さん）、「父を犯人にするんだったら遺体を棄てて店に戻ってお酒を飲んだというんなら、そのコップについた指紋を証拠として出してほしい」「一升瓶についた指紋を出してほしい」「父の無罪を立証する証拠を私たち遺族も集めていきたい」（長女美和子さん）とそれぞれあいさつを行いました。

（国民救援会滋賀県本部事務局長・川東繁治さん）

茨城・布川国賠訴訟

一審勝訴で臨んだ控訴審が結審へ

12 月 15 日、最終弁論で桜井さんが意見陳述へ

国と県の控訴により2019年6月から東京高裁で審理されていた布川国賠控訴審裁判の最終弁論が12月１５日と決まりました。桜井昌司さんと弁護団の意見陳述を予定しています。

高裁では、地裁判決が「①裁判の結果に影響する可能性が明白なものについて検察官の証拠開示義務を認め、また②結果に影響する可能性が明白とまではいえなくとも、特定して証拠開示申立てがあった場合に不

開示の合理的理由がないときは開示義務を負う」としている点が争点となっています。弁護団は、検察が虚偽を言って無実につながる証拠の存在を隠した点をとくに悪質性が高いと主張しています。加えて、地裁で認められなかった、証拠をいわば捏造して強引な起訴をした吉田検事の起訴の違法も主張しています。また、検察官の手持ち証拠が警察から検察官に送致された時期について、高裁の裁判官も検察に明らかにするよう求め、弁護団も予想される時期を主張しましたが、検察は明らかにすることを一切拒否しています。最終弁論をおこなう第3回口頭弁論は、12月15日10時30分～12時、東京高裁101号法廷です。

【要請先】〒100—8933　東京都千代田区霞が関1—1—4　東京高裁第20民事部　村上正敏裁判長

（冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会・山川清子）

栃木・今市事件

間違った有罪判決を検証

シンポジウムに１６２人（リモート含む）

3月に最高裁で無期懲役が確定した栃木・今市事件のシンポジウム「今市事件は終わっていない—誤った有罪判決を斬る」が10月24日、東京・文京区でおこなわれ、リモート参加を含め、162人が参加・視聴しました。主催は、えん罪今市事件・勝又拓哉さんを守る会と国民救援会栃木県本部・同中央本部。パネリストは、元裁判官・弁護士の木谷明さん、神奈川大学教授の白取祐司さん、九州大学教授の豊崎七絵さん、映画監督の周防正行さん、元弁護団・弁護士の今村核さん。弁護士の泉澤章さんがコーディネーターを務めました。高裁判決の感想と今回の判決の特徴、再審に向けて語ったシンポジウムの一部を紹介します。（救援新聞より）

粗雑な高裁の判決

木谷—高裁判決を読んでびっくりしました。こんな判決がまかり通るのでは大変だと危機感を持ちました。それで、私も一石を投じないといけないと思い、「今市事件控訴審判決への5つの疑問」という論文を書きました。

白取—高裁は、録音・録画された「自白」映像は実質証拠としては使わないとした。しかし、訴因変更させて、一審とは違う土俵をつくって、証拠評価の見直しまでして、勝又さんを有罪とした。このような何が何でも有罪とするという裁判のやり方は、現行法の当事者主義と真っ向から反するやり方だと思います。

豊崎―粗雑な状況証拠論という衣を被った自白絶対主義の判決。手紙を除く6つの状況証拠は全部合わせても推認力は強くないものです。手紙は証拠としての推認力が高いとしたが、それは事実上「自白」と捉えているからです。「自分でやったと言っているのだから、やったのだ」というのが控訴審判決の真の姿。
周防―判決について最初に思ったことは、控訴審の裁判官は、一審の裁判官や弁護団、検察を罵倒するかのように批判しました。そのうえで、俺が正しい判断をしてやるという感じでした。一審の争点整理ができていないというのなら、高裁は一審判決を破棄して差し戻すべきだった。高裁には、人が人を裁くことについての恐れがまるでない。また、状況証拠から、勝又さんが犯人に間違いがないというのであれば、そのことを詳しく書くべきですが、俺が言うからそうなんだという感じです。どうしてこんなに自信があるのかと思いましたが、実は、自信がないから、強権的な態度に出ざるを得なかったのかと思いました。
今村―高裁の判決を聞いて、珍妙なる判決だと感じました。自白の信用性について、殺害場所だとか殺害方法などは信用できないとしながら、殺害したとの自認部分だけは信用できるというのです。しかも、自白で言っているわいせつ行為については除いていますが、除いた根拠が判決文から分からないのです。結局、状況証拠で有罪にしたのか、自白の自認部分も加えて判断しているのかがよく分からない書き方になっているのです。変な判決です。

高裁の認定を正す

豊崎―再審には、新規明白な証拠が必要ですが、それは確定判決を支える証拠を弾劾するものです。手紙の証拠価値を否定することができれば、有効。自認部分しかない手紙の証拠価値を否定するためには、手紙の作成過程を明らかにする新証拠などを発見することが重要で、かつ裁判所に審理させることが必要です。
木谷―高裁判決は、7つの間接事実から勝又さんが犯人であることに合理的疑いを入れる余地がないとしていますが、間接事実には消極的間接事実もあり、たとえば、ガムテープから勝又さんのDNAが発見されていないことがあります。判決は、手袋をしてガムテープを貼り付ければDNAが発見されないと言い訳をしていますが、ガムテープを貼り付けるときに手袋をするということがあるか、ちょっと考えられないと思います。ですから、ガムテープを貼り付けるということをやれば、DNAが必ず発見されるということを証明できれば突破口が開かれるかもしれない。
白取―財田川事件では、確定判決の事実認定が弱かったということが突破口だったと思いますが、この事件の判決も事実認定が非常に酷いわけですから、事実認定の酷さを突いていくことが大切と思います。

今後の主な日程

▼12月2日（水）花田郵便局事件の国賠裁判 午前11時～大阪高裁別館　８１号法廷
▼12月15日（火）布川事件国賠 第3回口頭弁論（結審）　12月15日（火）10時30分～12時　東京高裁１０１号法廷　※傍聴人数の制限が予想されており、傍聴券発行がほぼ確定的（終了後、日比谷図書文化館地下大ホールで報告集会）

獄中からの手紙　（支援者に宛てられた手紙の一部を紹介します）

今市事件 勝又拓哉さん

※勝又さんは９月 28 日に川越少年刑務所から千葉刑務所に移送されました

先月のシンポジウムのニュースの話を、数人の方から手紙でお知らせいただきました。大変うれしい話でありがたく思いました。桜井昌司さん（布川事件）から千葉刑務所には他にも大勢の（冤罪）仲間がいる、頑張ろうと言われました。時間はかかると思いますが頑張りたいと思います。

今のところ雑居にいて５人部屋ですが私を入れて４人が入っています。一人は十数年もいるベテランで、後の人は来て５カ月、もう一人が1～2カ月ぐらいらしく、私も入れて３人が新人でベテランの方がいろいろと部屋のルールとか工場での色々なことのやり方を教えてくださいました。おかげで今のところ大きなトラブルもなくなんとかやっていけています。

まだ工場や雑居に来て２週間ちょいで慣れないことが多く、みんなも何かと大目に見てくださっていることも多いらしく、それに甘えずに早いうちにいろんなルールに慣れていきたく思います。雑居での他の方との共同生活で、分担の作業が週に１回役割が変わるので、やることに慣れなくて他の方にご迷惑をかけまくってて、このままヤバいじゃないかと。食器の拭き方とか手順が細かくあって、こんからこん（混乱）しまくっています。共同生活難しいものですわ(^^;)

独居の部屋に移させてくれるのはだいたい３年かかるのではないかと他の方から聞きました。時間がかかるから慣れないと駄目です。頑張ります。

工場での作業は、金属の工場で最初はヤスリで削る作業をしていましたが、今は組み立てとか一応の安全教育を受けましたので、作業の事故を起こさないように注意します。作業している間は夢中で集中できて時間を忘れられて、すごく良かったです。あと毎日運動の時間があって、平日に 30 分運動場に行って体を動かせるのは助かる。他の人より走るスピードとか持続力が足りなかったりで、まず基本体力を戻すため、今はできるだけ運動できる時は、走れるだけ走って体力をつけようと頑張っています。拘置所に長くいすぎて体力落ちすぎて、少しだけ走ったらもう息が上がってしまって。頑張らないでダメですわ。50 代の方が走るのにもついていけないのはショックですからね。体力を戻さなければ。

もし面会に来ていただける方がおられましたら、どうか連絡をいただければ助かります。手紙のやりとりとかがないと面会は難しいと言われました。面会に来る方とは最低１回は手紙のやり取りをして欲しいと言われましたので、どうかよろしくお願いします。今は3類になってますので、月に5通の手紙を発信できるか、月曜と水曜に各１通ずつ発信でき、面会に来ていただける方は月の初めもしくは月末あたりにご連絡をいただければ手紙を出す枠を予定に入れられますのでよろしくお願いします。

手紙のやり取りは、まず相手の申請登録をしてからじゃないとできないので、願せんが出せるのは月曜、水曜なので、登録は火曜、木曜になると思います。その後に手紙の発信なので、登録から発信まで約1週間ほどかかると思います。面会に来てくださる方で、未登録の方でしたら、手紙が届くのは1週間ほどで、もうすでに登録した方なら、毎週の月曜、水曜には発信できますので、早めに手紙を出せます。よろしくおねがいします。

あと、今はどうやら官本（刑務所の貸し出し図書）で高卒認定とか色々な仕組みの本を借りられるらしく、月に２冊のみ借りられます。一応２冊借りる願せんを出してみましたが、来るまでどういうものなのかよくわからないので、勉強はやれるのかまだよく分からないので、そこら辺のところはまだなんとも言えない何もお知らせできたずに申し訳ないです。では今回の手紙はここら辺で失礼します。またのお便りまでどうかお元気にいてください。ではでは。　（2020年 11 月1日記）

賛助会員への入会、会費と年末募金のお願い

無実の人を救うための日頃の活動に敬意を表します。今年もご支援、ご協力ありがとうございました。今年３月、湖東記念病院人工呼吸器事件で、西山美香さんに再審無罪判決を勝ち取りました。

昨年、最高裁で再審を取り消された鹿児島・大崎事件は、３月に申し立てた第４次再審請求審で、10月 12 日に裁判体と検察官が事件現場を訪れ、近隣住民が被害者を救助・搬送した場面を再現し検証するなど、審理が大きく前進しています。名張事件、豊川幼児殺人事件では、裁判長の交代後、証拠開示がおこなわれ、進行協議もおこなわれるようになりました。

一方で、今市事件では、犯行の根幹に関わる部分の立証を、予備的訴因の追加によって不問にして有罪とした東京高裁の決定を最高裁が追認。上告が棄却され、勝又さんが千葉刑務所に収監されるなど、冤罪をめぐって厳しいせめぎ合いが続いています。

こうしたなか、再審法改正を求める各地の地方自治体の意見書を採択させる運動が広がりを見せており、各地で議会への要請活動がおこなわれています。

当連絡会としても冤罪をなくす再審法改正の実現にむけて奮闘し、袴田事件、日野町事件などの再審事件をはじめ、支援事件の勝利をめざします。ご協力をお願いします。

あわせて、この連絡会は再審・冤罪事件を支援する各支援組織の分担金と国民救援会ととりくんでいる「年末救援統一募金」などの財政で運営しています。年末で各種の募金の要請など大変だとは思いますが、ご協力をお願いします。

あわせて、連絡会の賛助会員（年会費１口１０００円、２口以上）として入会されますようお願いをいたします。

会費・年末募金の振り込みは下記の口座にお願いいたします。

２０２０年１１月２６日

再審・えん罪事件全国連絡会
事務局長　　瑞慶覧　淳

＊郵便振替口座
口座番号　００１８０－０－６８８０９４
口座名義　再審・えん罪事件全国連絡会
＊会費請求に行き違いありましたら大変失礼いたしました。

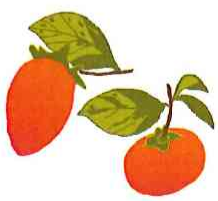

最高裁で再審開始をかちとり、間違った裁判をやりなおす

袴田巌さんの再収監を許さない一日行動 Vol.3

12月11日（金）

1966年に静岡県内で起きた強盗殺人放火事件で犯人とされ、死刑判決を受けた袴田巌さん。半世紀にわたって死刑の恐怖に耐え続けてきました。2014年に静岡地裁で、間違った裁判をやりなおす再審開始と、拘置の停止決定が出され、袴田さんは自由となりました。しかし、東京高裁の取り消し決定で、再収監の危険が迫っています。無実の袴田さんの命を救うため、最高裁で再審を勝ち取ることが必要です。参加し力を貸してください。今回は最高裁要請と合わせ、恩赦を求める法務省要請もおこないます。
※要請参加ご希望の方は、事務局までご連絡ください。

国会内集会プログラム　14:30 開会

弁護団報告

水野智幸さん（元裁判官）

再審法改正の訴え

周防正行さん（映画監督）

ビデオメッセージ

袴田秀子さん（巌さんの姉）

このほか、袴田議員連盟、各団体からの連帯あいさつ

会館玄関のロビーで入館証を配布します

12:00 銀座で宣伝

14:15 開場　14:30 国会内集会
衆院第1議員会館
大会議室（1階）

13:15 省庁へ要請
（最高裁、法務省）

2018年12月におこなわれた一日行動（Vol.1）の様子

袴田巌さんの再審無罪を求める実行委員会

アムネスティ・インターナショナル日本／日本国民救援会／日本プロボクシング協会袴田巌支援委員会／袴田巌さんの再審を求める会／袴田巌さんを救援する清水・静岡市民の会／袴田巌さんを救援する静岡県民の会／浜松・袴田巌さんを救う市民の会／無実の死刑囚・袴田巌さんを救う会

冤罪とたたかう3人 顔そろえランチ（岡美代子さん、青木惠子さん、西山美香さん）

岡さん「死んだら再審できん、頑張る」

東住吉冤罪事件で再審無罪を勝ち取り、その後冤罪の仲間たちを救うために、全国を奔走している青木惠子さん。自宅に遊びに来た西山美香さん（湖東記念病院人工呼吸器事件）と思い立ち、名張毒ぶどう酒事件の岡美代子さんを訪ねました。青木さんのレポートを紹介します。

岡さん（中央）を囲んで

西山さんが、大阪に遊びに来るというので、獄友、仲間、時には娘のような彼女に付き合うことにしました。私の自宅に泊まり、翌日は娘のお墓参りをして、岡美代子さんに会いに行こう！と決まりました。

10月10日、西山さんとショッピングをして、伊賀カズミさん、興一さん夫婦と夕食を共にして、まるで娘といるような楽しい時間を過ごせました。

翌11日は、娘のお墓参りに行き、37歳の誕生日祝いをしてから、岡さんを訪ねました。今年の7月に父を亡くして、同じ歳の岡さんのことが心配でした。でも、私たちが着くと、岡さんは、杖もつかずに、元気な姿、笑顔で出迎えてくださり、集会で見ていた岡さんとは別人のようにお元気でした。私たちの見分けがつかないようでしたが、それも笑いに変わりました。岡さんに、一緒に食べましょうと、栗ご飯のお弁当を渡して、おしゃれなクッキーのお菓子、勝利を願ったコウペイちゃんの赤いだるまのぬいぐるみを「誕生日プレゼントです」と渡すと、とても喜んで「嬉しい。かわいいわ」と言ってくださりました。お菓子とぬいぐるみを奥西さんの写真の横にお供えしました。

一審無罪時の奥西さん

3人でお弁当を食べていると、「みんなで食べるとおいしい」と言っては、喜んでくださりました。大崎事件、袴田事件の映像を見て、「原口アヤ子さんは、93歳で闘っている。袴田秀子さんも強い人だね」と。私が21年獄中にいたことを話すと、びっくりされていましたが、岡さんも奥西さんが逮捕されてからの日々のご苦労などを話してくださり、「こんな話が出来る人はいない。また、来てね」と言われた言葉が、心に残りました。「もうすぐですよ。今度こそ、勝てますよ！長生きして、残りの人生を楽しみましょう」と私たちが話すと、岡さんも、「私が死んだら再審も出来ないから、元気でいる」と力強く約束してくれました。

コロナウィルスの感染が心配でした。写真を撮る時に岡さんが「コロナなんか関係ない！」とマスクを取られた時には、笑いながらダメ、ダメと制しましたが、いま裁判が良い方向に進み出したことが、岡さんを元気にしていると感じた瞬間でした。最後に、玄関で写真を撮ってもらって車を走らせましたが、いつまでも、岡さんが手を振って見送ってくださり、後ろ髪を引かれる思いで帰りました。

悲しい娘の誕生日が、西山さん、岡さんのお陰で幸せな誕生日となり、天国で娘も喜んでくれたと思います。10月16日、ホンダの損賠裁判、高裁判決がありましたが、一審と同じで除斥を認めた不当判決でした。自ら判例を作る勇気がなく、裁判所が有罪にしておいて、無罪になって提訴したら除斥と言われるのは、おかしい！私は、負けることなく上告審で判例を作ってもらい、勝利できるまで闘い続けます。ご支援をよろしくお願いします。